

令和3年度子育て世帯への
臨時特別給付金支給のご案内

■お問い合わせ先 町民生活課児童母子係 ☎0997-72-1060

子育て世帯の生活を支援するために、一時金を支給します！

■支給対象者

①令和3年9月分の児童手当（本則給付）を受給している方

※特例給付の受給者は支給対象者にはなりません。

※特例給付の受給者とは、令和2年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人あたり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。

②9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）を養育している保護者（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の方）

③10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）を養育している保護者

■支給額

児童1人当たり10万円

■支給手続き

▼申請が必要な方（様式は、ホームページからダウンロードできます。）

I 令和3年9月分の児童手当が支給された公務員の方

II 高校生のみ養育している方

III 10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童（新生児）

▼申請不要な方（対象者には支給済みです。）

IV 令和3年9月分の児童手当が支給された公務員以外の方

■お問い合わせ先 町民生活課児童母子係 ☎0997-72-1060

子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか？

児童1人当たり5万円が受け取れます。お早目に支給要件をご確認ください！

■支給対象者

【ひとり親世帯】

児童扶養手当の支給要件に該当している児童を養育する父母等で次のI・IIのいずれかに該当する方

I 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

II 新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が急変し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった方

【ひとり親世帯以外の世帯】

令和3年3月31日時点で18歳未満（障害

児の場合、20歳未満）の児童を養育する父母等で次の①②のいずれかに該当する方

① 高校生のみ養育しており、住民税非課税または収入が急変した方

② 令和3年度住民税は課税だが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

■支給手続き

令和4年2月28日（月）迄に申請が必要です。



「企業版ふるさと納税」のお礼

■お問い合わせ先 企画課産業立地係 ☎0997-72-1112

株式会社 丸嘉（東京都）様より、

本町が実施する「瀬戸内町まち・ひと・しごと創生推進計画」を
応援するためにご寄附をいただきました。

誠に感謝申し上げます。

瀬戸内町長 鎌田 愛人



■お問い合わせ先 大島地区消防組合 瀬戸内消防分署警防係 ☎ 0997 - 72 - 1190

瀬戸内消防分署から
「令和4年消防出初式」
についてお知らせ



令和4年消防出初式
についてお知らせし
ます。
令和4年消防出初式
は、規模を縮小し消
防車両のみの市街地
広報パレードと表彰
伝達式の開催となり
ます。
また、表彰伝達式に
おいては新型コロナウイルス
対策の観点から、関
係者のみでの実施と
なっておりますこと
をお知らせします。

■日時

令和4年1月6日(木)
午前10時～11時30分

■場所

○パレード
古仁屋漁協施設(野積場)
← コーラル橋(右折)
← 交番前
← ニシナ電気(右折)
← 中央通り
← 郵便局(右折)
← 大島石油(左折)
← きゅら島交流館
○表彰伝達式
きゅら島交流館



■お問い合わせ先 瀬戸内町子ども文化祭実行委員会事務局 担当：大里 ☎ 0997 - 72 - 1117
瀬戸内町教育委員会社会教育課 ☎ 0997 - 72 - 2905

瀬戸内町子ども文化祭のご案内

瀬戸内町子ども文化祭
を開催します。子ども
達の、日頃の成果をご
家族そろって観に来て
ください。
■日時
(1)作品展示発表
令和4年1月22日(土)
23日(日)9時～20時
(23日最終日は16時ま
での予定)
(2)舞台発表
令和4年1月23日(日)
13時30分～16時(予定)

■場所

瀬戸内町
きゅら島交流館

■発表内容

(1)作品展示の部
書道・絵画・写真など
(予定)
(2)舞台発表の部
郷土芸能・島唄・三味
線・器楽合唱・日舞・
社交ダンス・ピアノな
ど(予定)

■主催

瀬戸内町文化協会

■その他

※本町において、令和
4年1月10日(月)以降に
新型コロナウイルス感
染者が確認された場合
は中止します。
※感染拡大防止のた
め、入場制限を行う場
合があります。
※高熱(37.5度以
上)の方は、見学をご
遠慮ください。また、
入場の際にはマスク着
用と手指の消毒等の御
協力をお願いします。



■お問い合わせ先 鹿児島県議会事務局総務課 ☎ 099 - 286 - 5013 FAX 099 - 286 - 5655

あなたのそばで県議会
(大島地域)の開催

県議会では、議員が地域
に出向き、県民と諸課題
などについて意見交換を
行う「あなたのそばで県
議会」(大島地域)を開
催します。(入場無料)
※新型コロナウイルスの
感染状況等により延期さ
せていただく場合もあり
ます。
参加時は、マスクの着用
をお願いします。
■日時
令和4年2月5日(土)
13時～15時
■場所
和泊町(防災拠点施設)
やすらぎ館
■内容
テーマ
「あなたの考える大島地
域の振興策」



特定健診・長寿健診のお知らせ



今年度(R4.3.31まで)の健診はお済みですか？

お済みでない方は、個別健診受診または情報提供へのご協力よろしく
お願いいたします。

- 医療機関(町内)にて個別健診 ⇒ 予約して受診 (実施期間R4.2月末日まで)
- 情報提供 (40歳~74歳の方) ⇒ 血液検査データを役場へ持参
または かかりつけ病院で情報提供の依頼



問い合わせ先：保健福祉課 保険給付係・保健予防係 電話 72-1068 (課直通)

「古高会講座」で「健康・医療について」

町の健康づくりの取組紹介とミニ健康教育(早寝早起き朝ごはん)
実施しました!!



～あなたの大事な人へメッセージ～

古高生からのメッセージを一部紹介します

仕事が忙しいかもしれ
ないけれど、健康の方
が何倍も大事だから
検査には毎年行ってく
ださい

体の健康を保つため
にも、家族で1年に
1回は健康診断を受
けよう

早寝、早起き、
朝ごはんをみん
なでがんばろう

一緒に早起きして
朝日見ようね!

たまには一緒に
運動しようね

健診を受けて元気に
過ごしてね! 栄養・
運動教室でいつまで
も元気に!!

朝を制するもの
は1日を制する

自分の体調も
優先して
ずっと健康で
いてね

健診受けてね

元気で
いてね

長生きしてください



講座担当：保健福祉課 保健師

～ 新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金～

国民年金は、年を取ったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

国民年金のポイント

将来の大きな支えになります。

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢基礎年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

国民年金保険料のお支払い

国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の1カ月当たりの保険料は16,610円です。（令和3年度）

「付加年金制度」があります！

定額保険料（16,610円）に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算され、年金額を多く受け取れます。

「前納割引制度」があります！

保険料をまとめて前払い（前納）すると、割引が適用されるのでおトクです。

口座振替・クレジットカードでのお支払い

口座振替を利用すると、金融機関に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※ 付加年金及び前納は申出月からの開始となりますので、20歳到達月（20歳の誕生日の前日が含まれる月）からの納付を希望される場合は、20歳到達中にお申し出ください。

学生納付特例制度と納付猶予制度

「学生納付猶予制度」

学生の方は、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（就業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

上記の国民年金制度の内容やメリットなどに関する動画はこちら ⇒



■お問い合わせ先 町民生活課生活環境係 ☎ 0997 - 72 - 1060

野焼きは禁止されています

野焼きは廃棄物処理法により、一部の例外を除いて禁止されています。
これは、野焼きがダイオキシンや有害ガスの発生原因になるだけでなく、煙や悪臭の発生により、まわりの人に迷惑をかけてしまうためです。

ごみを焼却できるのは、廃棄物処理法第 16 条の 2 で定められた下記の場合のみです。

1. 法律で定められた廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
2. 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
3. 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

違反した場合には、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万以下の罰金（法人の場合は 3 億円以下の罰金）、又はその両方の罰則が設けられています。



野焼き禁止の例外について

野焼き禁止の例外は、下記のとおり廃棄物処理法施行令第 14 条により定められています。
しかしこれらの焼却であっても、むやみに焼却してもいいというわけではなく、煙や悪臭などで周辺から苦情が来る場合には、指導の対象となりますので必要最小限にとどめてください。

▷国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

例：河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却
海岸管理者による海岸の管理を行うための漂着物等の焼却

▷震災、水害、火災、その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

例：災害時における木くず等の焼却
道路管理のために剪定した木の枝等の焼却

▷風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例：どんと焼き等の地域の行事における不要になった門松やしめ縄等の焼却

▷農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

例：農業者が行う稲わら等の焼却例
林業者が行う伐採した木の枝等の焼却
漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却

▷たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

例：たき火、キャンプファイヤーなど行う際の木くず等の焼却

※「たき火」や「キャンプファイヤー」などの軽微な廃棄物の焼却は例外で認められていますが、その際に**ビニールやプラスチック類**を焼却することは禁止されています。